

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教科に関する専門的事項に関するワーキンググループ(家庭)
(第2回)議事次第

令和5年6月20日(火)

13:30～15:30

W E B 会 議

1. 開会

2. 議事

- (1)教科に関する専門的事項に関する検討について(家庭)
- (2)その他

3. 閉会

(配布資料)

- 資料1 教科に関する専門的事項に関するワーキンググループ(家庭)
(第1回)主な意見
- 資料2 科目区分に関する論点(家庭)
- 資料3 今後のスケジュール

参考資料1 科学研究費助成事業の審査区分表

参考資料2 教科に関する専門的事項に関するワーキンググループ(家庭)
(第1回)議事録

参考資料3 大学のカリキュラム例

参考資料4 教科に関する専門的事項に関する科目区分の改正経緯一覧

参考資料5 中学校学習指導要領解説(技術・家庭編)

参考資料6 高等学校学習指導要領解説(家庭編)

教科専門科目に関するワーキンググループ
(家庭)(第1回) 主な意見

(総論)

- 教科家庭科の学習内容は生活に直結しているため、生活スタイルの変化とともに変わってきている。中学も高校も現行の免許の科目区分が、教科家庭科の現状に合わなくなってきたことは課題。家庭科の教科としての本質や在り方を踏まえ科目区分を考えていくべき。
- 家庭科の背景学問に家政学がある。現在学会においても生活を総合的に捉えることが課題になっている。従来のように各分野で分断された状態で研究することも大事だが、それらを統合して生活の複雑な課題を追求することが注目されている。
- 中学と高校の両方の課程認定を受ける大学が多いことを踏まえると、科目区分に関しては、中学と高校で差別化しなくても良いとも考えられる。

(学習指導要領との関係について)

- 「専門的事項」は、教員が子供たちに家庭科を教える際より深く知識を持っていることが大事であり、学習指導要領との関係は必要不可欠。例えば、学習指導要領のA、B、Cの区分のうち、Cは「消費生活・環境」と整理されたが、免許の科目区分は必ずしも一致していない。これからの家庭科の先生には、環境について衣食住と関連付けた視点も持ってほしい。
- 学習指導要領のA、B、Cの区分を総合的に捉えるような枠を区分として新たに設けるか、又は「(〇〇を含む。)」と入れていくことも考えられる。
- 学習指導要領との関係も大事であるが、学問体系やその枠組みとの関係性も同時に考える必要がある。

(家庭経営学について)

- 「家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)」について、授業内容が担当教員によって、その教員の専門領域、例えば、経済学などに偏ってしまうことがあり、懸念を抱いている。
- 「家庭経営学」の科目区分は、括弧書きも含め3つの内容を盛り込んでいる。学習指導要領上の「消費」の扱いを踏まえると、家庭経済学を一つ独立して立てることも考えられる。
- 家庭経営、家族関係、家庭経済という3つの内容は、科目区分数を増やさないという観点からすれば、1つに収めるべきではないか。

(被服学について)

- 「被服学」の科目区分の(被服製作実習を含む。)について、高校は被服に関

する専門科目が多くあるため必要と考えるが、中学はこの表現でいいのか疑問。

- 地元の群馬県内の中学校では、被服を製作している学校はないという印象。
- 消費生活自体が変容している。また、学校教育で学んでいれば被服を作ることができる、学んでいなければ作ることができないというものではない。

(栄養学について)

- 「栄養学」の科目区分に関して、栄養学や食品学など個別に追求していくのではなく、食生活、人としての食に関わる行為や行動等を捉えるような内容が含まれなければならないと考えるため、括弧書きの記述は工夫があってもよい。住居学や被服学においても同様。

(保育学について)

- 「保育学」の科目区分の（実習及び家庭看護を含む。）に関して、高等学校の学習指導要領では高齢者介護の内容が入ってきているが、介護と看護は違うこと、また保育学における家庭看護であれば子供が主な対象となり、高齢者介護について扱われないのは課題。
- 家庭看護は、子供だけでなく、高齢者含め人の生涯発達における様々なステージで、家庭におけるケアの具体的な考え方やスキルを学ぶ方がよいと考えるため、「保育学」という表現を工夫したらよいのではないか。

(家庭電気・家庭機械・情報処理について)

- 「家庭電気・家庭機械・情報処理」について、中学の方は学習指導要領の変遷の過程で当該区分が削除されたが、高校では残っている。大学としてこの区分の内容をどのように教えるかについて、担当教員により違いがあるなど難しさを感じる。
- 「家庭電気・家庭機械、情報処理」の内容は、他の科目区分の中で扱うことも可能。情報処理の部分は、教養的な科目でも扱うことができる。
- 人間生活を合理的、科学的に行っていくためには知識・基礎は必要であるが、例えば、ミシンの仕組、アイロンの温度といった内容は、区分として取り出して学ぶより、関係する他の区分に溶け込ませる方が、実質的な学びにつながると考える。

(記述の方法について)

- 履修すべき内容が増えていく傾向があることも踏まえると、もう少し選択できるような形の表現も考えられる。
- 学習指導要領の目標に実践的、体験的な活動を通して学ぶということがあるので、免許法施行規則での記述は、手法的な記述を書かずに、内容的なものに限るので良いのではないか。

科目区分に関する論点 <家庭>

1. 基本的な考え方

- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、科目区分1つにつき、それぞれ一単位以上修得するものとする。(免許法別表第三、別表第四による取得の場合も同じ。)

※現行の科目区分

中学校		高等学校	
1	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
2	被服学（被服製作実習を含む。）	2	被服学（被服製作実習を含む。）
3	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	3	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
4	住居学	4	住居学（製図を含む。）
5	保育学（実習を含む。）	5	保育学（実習及び家庭看護を含む。）
		6	家庭電気・家庭機械・情報処理

- 教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- 免許法別表第八の規定により、中学「家庭」の免許を保有する者は、一定の勤務経験に加え、追加で単位を修得することにより、高校「家庭」の免許の取得が可能。現行は、「住居学(製図を含む。)」、「保育学(実習及び家庭看護を含む。)」、「家庭電気・家庭機械・情報処理」について、それぞれ一単位以上を修得する必要がある。
- 科目区分の変更により、現行の科目区分から内容が統合又は削減される場合は、改正による経過措置は基本的に不要である。ただし、増える場合にお

いては、施行されるまでに一定の周知及び大学の準備期間が必要であるとともに、現在、現行の科目区分の教職課程を履修している学生がいることから、令和〇年度入学者からの適用となる。

2. 科目区分の見直しに関する論点

- 現在の学習指導要領の内容等を踏まえ、高校の6つの科目区分のうち、「家庭電気・家庭機械・情報処理」を削除し、①「家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）」、②「被服学（被服製作実習を含む。）」、③「食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）」、④「住居学（製図を含む。）」、⑤「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」の5つの科目区分に再編するのはどうか。

- 「被服学（被服製作実習を含む。）」（中・高）について
 - 「被服製作実習を含む。」について、必要があるか。
- 「食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）」（中・高）について
 - 「調理実習を含む。」について、必要があるか。
- 「住居学（製図を含む。）」について（高）
 - 「製図を含む。」について、必要があるか。
- 「保育学（実習を含む。）」（中）、「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」（高）について
 - 高校の「家庭看護を含む。」を保育学の一部として記述することについて、どうか。
 - 「実習を含む。」について、必要があるか。

今後のスケジュール（予定）

○第2回 家庭WG 6月20日（火）

（※参考：技術・情報WG 6月15日（木）
理科WG 6月26日（月））

○第3回 家庭WG 7月18日（火）

■第2回検討委員会 7月 中旬～下旬頃